



2022年5月19日

各 位

会 社 名 石 原 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 英 雄
コ ー ド 番 号 4028 東 証 プ ラ イ ム 市 場
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 本 部 長 川 添 泰 伸
(TEL. 06-6444-1850)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第99回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社での世界初となる青色コショウランの商品化に伴い、現行定款第2条の事業目的を追加するとともに、これに伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を次のとおり変更するものであります。

- ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定)	2022年6月28日(火曜日)
定款変更の効力発生日(予定)	2022年6月28日(火曜日)

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) (条文省略) (新 設) <u>(4)～(11)</u> (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) (現行どおり) <u>(4) 植物の生産、売買および輸出入</u> <u>(5)～(12)</u> (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第20条～第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第20条～第46条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p>1. 定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上